

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(土木)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。（主任監督員）

考 査 項 目	細 別	a		b		c		d		e			
		施工体制が適切である		施工体制がほぼ適切である		他の事項に該当しない		施工体制がやや不備である		施工体制が不備である			
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	●評価対象項目 ・ 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図(下請契約の全てを記載)もしくは施工計画書で確認できる。 ・ コリンズ(CORINS)への登録申請(請負金額500万円以上)は監督員の確認を受けた上で契約締結後等の10日以内に行われている。(※施工プロ) ・ 「建退共制度適用事業主工事現場」の標識を現場に提示すると共に、証紙購入が適切に行われ、配布が受払簿等により把握されている。(※施工プロ) ・ 施工体制台帳・施工体系図(下請契約の全てを記載)が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ) ・ 「建設業の許可票」及び「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ) ・ 法定外の労災保険に加入し、その証券又はそれに代わるものの写しを監督員に提出した。また、契約期間が工期を満たしている。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 ●施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。 上記該当であれば…… e											
		●判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。						●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの…○評価できないもの…× ④評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数()				評価	
			Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	a		b		c		d		e	
技術者が適切に配置されている				技術者がほぼ適切に配置されている		他の事項に該当しない		技術者の配置がやや不備である		技術者の配置が不備である			
●評価対象項目 ・ 現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、工事全体の把握ができている。(※施工プロ) ・ 現場代理人として、監督員との連絡調整については「連絡」を除き書面で行っている。(※施工プロ) ・ 現場代理人は、受注者の現場代理人への委任事項について適切に処理をしている。(※施工プロ) ・ 作業主任者を選任し配置している。(※施工プロ) ・ 主任(監理)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(※施工プロ) ・ 契約書、設計書、指導等をよく理解し、現場に反映して工事を行っている。 ・ 設計図書の照査が十分に現場との相違があった場合は適切に対応している。 ・ 異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され、その図表を現場の見やすい場所に掲示している。 ・ 工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し提出又は掲示している。 ・ 下請人指導責任者を配置し、下請人の施工体制及び施工状況の把握、技術的な指導を行っている。(※施工プロ) ・ 港湾工事等において潜水作業従事者を適人員配置している(※施工プロ) ・ 港湾工事等において海上起重作業船団長を配置している。(施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指導事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 ●現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。 ●専門技術者が配置されていない。 1項目であれば…… d 2項目該当…………… e ※ 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、「a」評価はしない。(安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた検査員が判断する。)													
●判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上～90%未満…………… b 評価値が60%以上～80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。						●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの…○評価できないもの…× ④評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数()				評価			

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。

(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
		施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	●評価対象項目 - 約款第18条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査が行われている。(※施工プロ) - 施工計画書と現場施工方法・現場施工体制等が一致している。(※施工プロ) - 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとされている。(※施工プロ) - 日常の出来形管理が、施工計画書等に基づき、適時、的確に行われている。(※施工プロ) - 日常の管理が、施工計画書等に基づき、適時、的確に行われている。(※施工プロ) - 工事提出書類と掲示書類がきちんと区別され、提出書類が簡潔で必要以上に作成されていない。(※施工プロ) - 現場内での整理整頓が日常的になされている。 - 工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。(※施工プロ) - 工事材料を品質に影響ないように保管している。(※施工プロ) - 立会確認の手続きが事前になされ、段階確認については書面で確認できる。(※施工プロ) - 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。(※施工プロ) - 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、低振動、排出ガス対策機械を使用している。(※施工プロ) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 - その他				- 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。 - 施工計画書が工事施工前に提出されていない。 - 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 - 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上～90%未満・・・・・・・・・・ b 評価値が60%以上～80%未満・・・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・ d ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。				●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの・・・○評価できないもの・・・× ④評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数()
						評価
	Ⅱ. 工程管理	a	b	c	d	e
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
		●評価対象項目 - 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。(※施工プロ) - 現場条件や設計内容の変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。(※施工プロ) - 時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 - 工事の進捗を早めるための取り組み(材料、工法、作業工程などの見直し)を行っている。 - 施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行うなど、週休2日に取り組み姿勢が見られるとともに、 - 計画以外の時間外作業がほとんど無い。 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指導事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 - その他				受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。(ただし、改善指示による場合を除く) 上記該当あれば・・・・・・ e
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上～90%未満・・・・・・・・・・ b 評価値が60%以上～80%未満・・・・・・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・ d ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。				●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの・・・○評価できないもの・・・× ④評価値 ()% = 該当項目数() / 評価対象項目数()
						評価

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。(主任監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e														
		安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった														
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	●評価対象項目 - 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ) - 安全教育・訓練等を月当たり半日以上適時、的確に実施し記録が整備されている。(※施工プロ) - 安全巡視、安全ミーティング(KY等)等を実施し記録が整備されている。(※施工プロ) - 店社パトロールを適宜実施し、記録が整備されている。(※施工プロ) - 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し記録が整備されている。(※施工プロ) - 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。(※施工プロ) - 使用機械(港湾工事の場合は使用船舶)、車両等の点検整備等がなされ管理されている。(※施工プロ) - 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。(※施工プロ) - 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止措置が実施されている。(※施工プロ) - 仮設工(山留め・仮締切・足場・支保工等)の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(※施工プロ) - 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 - その他 ●判断基準 <table><tr><td>評価値が90%以上</td><td>a</td></tr><tr><td>評価値が80%以上～90%未満</td><td>b</td></tr><tr><td>評価値が60%以上～80%未満</td><td>c</td></tr><tr><td>評価値が60%未満</td><td>d</td></tr></table> ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの・・・○評価できないもの・・・× ④評価値 ()% = 該当項目数()／ 評価対象項目数() 評価				評価値が90%以上	a	評価値が80%以上～90%未満	b	評価値が60%以上～80%未満	c	評価値が60%未満	d	・ 臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害を受けた。 上記該当あれば・・・ e ・ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。 上記該当あれば・・・ d ※ 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、「a」評価はしない。(安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた検査員が判断する。)						
	評価値が90%以上	a																		
評価値が80%以上～90%未満	b																			
評価値が60%以上～80%未満	c																			
評価値が60%未満	d																			
Ⅳ. 対外関係	<table><tr><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr><tr><td>対外関係が適切であった</td><td>対外関係がほぼ適切であった</td><td>他の事項に該当しない</td><td>対外関係がやや不備であった</td><td>対外関係が不備であった</td></tr></table> ●評価対象項目 - 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。(※施工プロ) - 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。(※施工プロ) - 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。(※施工プロ) - 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。(※施工プロ) 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指導事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 - その他 ●判断基準 <table><tr><td>評価値が90%以上</td><td>a</td></tr><tr><td>評価値が80%以上～90%未満</td><td>b</td></tr><tr><td>評価値が60%以上～80%未満</td><td>c</td></tr><tr><td>評価値が60%未満</td><td>d</td></tr></table> ※評価対象項目が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ●評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象としない項目は削除する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価数するもの・・・○評価できないもの・・・× ④評価値 ()% = 該当項目数()／ 評価対象項目数() 評価	a	b	c	d	e	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった	評価値が90%以上	a	評価値が80%以上～90%未満	b	評価値が60%以上～80%未満	c	評価値が60%未満	d	・ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に影響を及ぼした。 上記該当あれば・・・ e ・ 受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 ・ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。 上記該当あれば・・・ d
a	b	c	d	e																
対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった																
評価値が90%以上	a																			
評価値が80%以上～90%未満	b																			
評価値が60%以上～80%未満	c																			
評価値が60%未満	d																			

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。（主任監督員）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	・ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内であり下記の2項目が全て該当する。 ※バラツキの判断は別紙-4参照	・ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内であり下記の2項目が全て該当する。 ※バラツキの判断は別紙-4参照	・ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、「a」及び「b」に該当しない。	・ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、バラツキが大きい。		
		・ 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 ・ 出来形管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。			・ 出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記項目に該当があれば・・・d	・ 出来形の測定方法、又は想定値が不適切であったため、検査職員が文書で補修(手直し)支持を行った。 上記項目に該当があれば・・・e	
	バラツキの評価は、検査員と調整すること。						
		●評価方法 ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事事務物の形状・寸法である。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」等の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。					評価
	Ⅱ. 品 質	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内であり下記項目が該当する。 ※バラツキの判断は別紙-4参照	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内であり下記項目が該当する。 ※バラツキの判断は別紙-4参照	・ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、「a」「b」に該当しない。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、バラツキが大きい。	・ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。	
		・ 品質管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。			・ 品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記項目に該当があれば・・・d	・ 品質関係の測定方法、又は想定値が不適切であったため、検査職員が文書で補修(手直し)支持を行った。 上記項目に該当があれば・・・e	
	バラツキの評価は、検査員と調整すること。						
		●評価方法 ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事事務物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」等の測定項目、測定基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。					評価

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

[記入方法]該当する項目「・」に○、×を記入する。(※施工プロ)とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。

(主任監督員)

[illegible]

●評価方法

- ①特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。評価に当たって、その効果を確認する。
- ②【施工】【新技術活用】【品質】【安全衛生】【その他】の合計で最大7点の加点評価ができる。
- ③上記以外の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

評価